

9月11日開催の流域委員会 河川整備計画原案に関する意見  
淀川流域委員会 庶務 様

#### 4. 5 利用

##### 1. 5. 3 「舟運」について、

- ・大規模震災時において、水上緊急輸送計画を進める。
- ・淀川本線、宇治川において、河口から伏見港までが就航可能となるよう、必要な整備を順次実施する。そのため枚方から三川合流までの新たな航路確保にも資するように水制工を試験施行する。
- ・淀川大堰、守口周辺、枚方周辺、川合流点付近においては関係機関と連携して「川の駅」の整備を検討する。

#### 【意見】

①川の道計画については、1996年（平成8年）7月27日の新聞記事に掲載された桂川、宇治川、木津川「合流テーマに連携、観光、文化を広域推進」の実現に向けていると思われるが、流域委員会発足当時、舟運の問題について河川管理者は、震災時の緊急輸送のみが目的と説明した。所が原案では、「観光を目的とした舟運計画」と、既に大きく変更され驚いている。イベント等の取り組みも試行され、淀川本線から枚方～三川合流までの水面の有効利用が検討されているという。

三川合流界限は、京都府下では屈指の猛禽類の生息地となっていて、山、川、農耕地という猛禽類が生息ための大切な環境が残されている。又、希少な渡り鳥が羽根を休めに訪れているように、僅かに残されている淀川流域の豊かな環境保全を目指すべきだと思う。

②また、利用箇所を定めて実施、といいながらも水上オートバイやプレジャーボート等からはベンゼン、トルエン、キシレンなどの有害化学物質が検出されているという事実も明らかにされており、水質の悪化につながる行為をそのまま放置するわけにはいかないし、新たな計画など決して見逃してはならないと思う。

③平成19年度から大阪府は、大阪湾から三川合流地点までの区間を「鳥獣保護区」として新規に指定した。淀川流域に生息する希少な野鳥、その他の生きものの生息環境を脅かすであろう河川整備計画原案等について、自治体、保護団体等と緻密な協議等がなされているかどうか疑問。

注：【鳥獣保護区】環境大臣又は都道府県知事にあつては、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める時は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息状況と勘案して鳥獣保護区として指定する。（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第三節）

以上、河川法の改正に伴って「環境に配慮」を謳い、また、整備計画の策定においては基本的な考え方として「川が川をつくる」と述べているが、内容は全く無視され「志」に添っていないと思われる。河川整備計画原案「舟運」について再検討願います。